

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 26 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 3 月 30 日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市（権利設定）	46 者	池金町字西上落 56 番ほか 351 筆
岡崎市（権利移転）	2 者	淡洲町字下海津 58 番ほか 95 筆
碧南市（権利設定）	17 者	稲荷町 1 丁目 27 番ほか 32 筆
刈谷市（権利設定）	7 者	東境町大坪 13 番ほか 31 筆
刈谷市（権利移転）	1 者	小垣江町珍重原 12 番ほか 3 筆
安城市（権利設定）	70 者	川島町四反田 17 番ほか 1287 筆
安城市（権利移転）	12 者	安城町西広畔 8 番ほか 93 筆
西尾市（権利設定）	48 者	吉良町下横須賀池田 31 番ほか 452 筆
西尾市（権利移転）	1 者	吉良町富田小割 8 番ほか 3 筆
知立市（権利設定）	2 者	西中町砂原 106 番ほか 5 筆
高浜市（権利設定）	7 者	小池町二丁目 3 番 2 ほか 48 筆
高浜市（権利移転）	3 者	小池町二丁目 17 番 3 ほか 94 筆